

令和 3 年度

南城市行政サービスに関する民間提案制度

募集要領

令和 3 年 6 月 29 日

南城市

南城市行政サービスに関する民間提案制度 募集要領

1. 趣旨

本要領は、本市の行政サービスに関する提案を選定するための条件及び手続き等を示したものです。

2. 背景

本市では、「海と緑と光あふれる南城市」を将来像に掲げ、第1次南城市総合計画（平成20年3月）、第2次南城市総合計画（平成30年3月）のもと、まちづくりを進めてまいりました。この間、人口の増加や各産業の活性化等により、着実に発展してきました。

一方、社会のグローバル化、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などのテクノロジーが一層進展し、産業や雇用の環境は大きく変化しております。少子高齢化、公共施設をはじめとする社会インフラの老朽化、大規模な自然災害の発生など、様々な課題に直面しております。また、世界的に、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活や行政サービスなどに大きな影響が出ております。

このような様々な課題や生活様式の変化に対して、行政だけで考える・決めるのではなく、市民や民間事業者の皆様と連携して、感染症にも経済危機にも強い、柔軟かつ自律的な地域の社会経済を構築できるよう取り組んでいきたいと考えております。

3. 制度の概要

南城市行政サービスに関する民間提案制度（以下、「民間提案制度」という。）は、独自のノウハウ、アイデア及び技術を有した民間事業者より本市の行政サービスに関する提案を求め、サービスの向上、自治体経営の改善に大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本市との協議を経て事業化を図るものです。

提案内容を知的財産として取り扱い、事業化が決定した場合、提案者との随意契約を前提としています。ただし、事業化が決定した場合においても、予算案件が議会で承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合には、事業の実施は見送りとなります。

4. 提案募集のテーマ・条件

No.	テーマ	条件
R3-1	ポストコロナを見据えた効果的・効率的な行政サービスの提供について	<p>① 市民の満足度や、行財政の生産性の向上に繋がる提案であること。</p> <p>② 原則として、新たな財政負担が生じない提案であること。ただし、大きく市民サービスが向上する提案、リターンが見込める提案及び国等からの補助金や交付金が活用できる提案については、事業化に向けて検討します。</p> <p>③ 上記①、②について、明確に説明できる提案であること。</p>
R3-2	介護予防事業（がんじゅう教室）実施事業者の募集について ※65歳以上の元気で自立した高齢者を対象	<p>①週5回。月曜日～金曜日開催。運動指導士等の有資格者を配置し、ストレッチ、有酸素運動、器具を用いた運動を適切に実施できること。</p> <p>②1日に50人以上の利用者受入と開催会場を確保できること。</p> <p>③利用者の送迎ができること。</p> <p>④利用者の健康チェックを行い健康状態及び身体状況の効果をデータ管理すること。</p> <p>※開催会場だけの提案も可。</p>

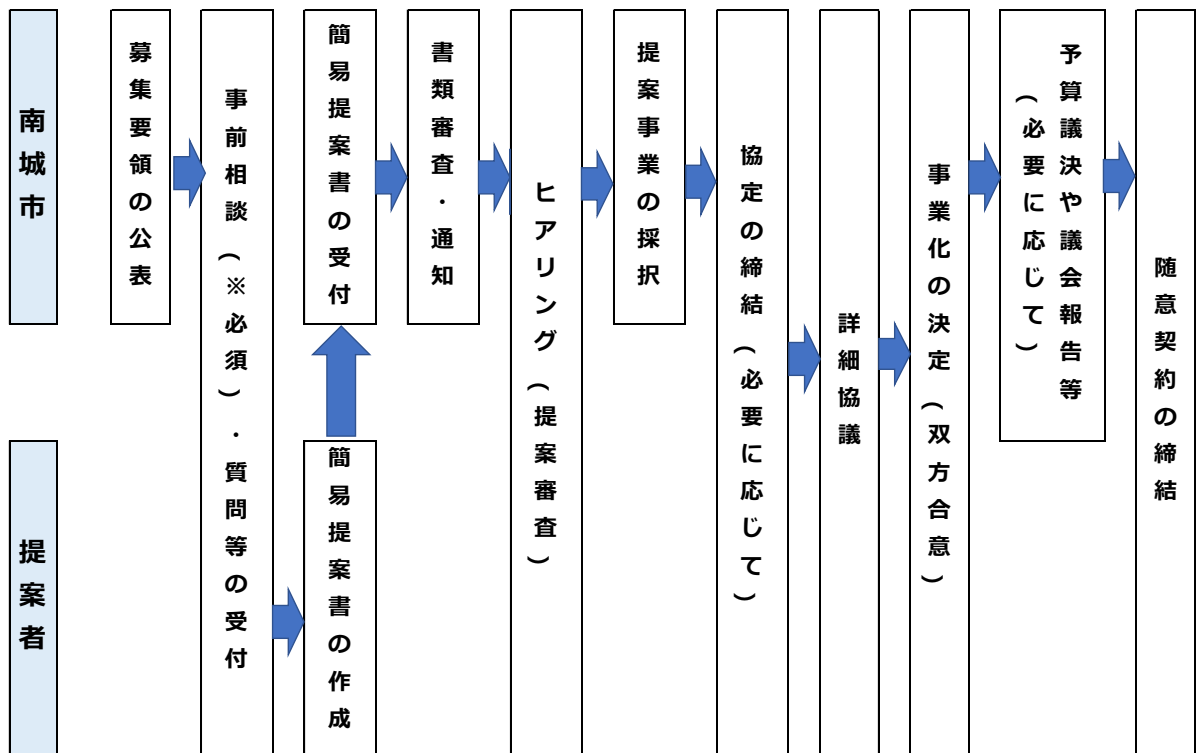
5. 手続きの流れ

(1) 基本スケジュール（予定）

令和3年6月29日（火）	募集要領の公表
令和3年6月29日（火）～7月21日（水）	事前相談（※必須）・質問等の受付
令和3年7月20日（火）～7月26日（月）	簡易提案書等の受付
令和3年7月26日（月）～7月28日（水）	書類審査・審査結果の通知
令和3年7月29日（木）～8月5日（木）	ヒアリング審査・審査結果の通知
令和3年8月5日（木）～12月28日（火）	詳細協議・事業化の決定

※令和3年12月28日までに事業化が決定できない場合は、今回の募集での事業化は見送ることといたします。

(2) 手続きのイメージ図



(3) 事前相談（※必須）・質問等の受付

簡易提案書の提出前に必ず事前相談を行って下さい。事前相談や質問は、事前相談・質問用紙（様式1）に内容を記載し、電子メールにて事務局へ提出して下さい。事前相談の日程や質問に対する回答を質問者個別に連絡します。

(4) 簡易提案書等の受付

提案を行う場合は、簡易提案書（様式2）、会社概要説明書（様式3）、業務経歴書（様式4）、業務実施体制（様式5）、誓約書（様式6）を電子データと紙媒体（10部）事務局へ提出して下さい。

(5) 書類審査

提出していただいた簡易提案書等を事務局において審査し、結果を電子メールにて通知します。なお、書類審査を通過した事業者については、ヒアリング審査の日程等も併せて通知します。

(6) ヒアリング審査・結果通知

本市が設置する審査委員会において、民間事業者からのヒアリングを基に提案事業の採否を決定し、提案者に通知します。なお、結果の概要については市のホームページにて公表します。

※審査委員会は、提案内容に関係する部署の職員で構成します。必要に応じて外部の関係者等を審査委員に加えることがあります。

※提案事業の採否は、詳細協議を行うか否かを定めるもので、事業化を決定するものではありません。

6. 提案事業採択後の手続き

採択した提案について、当該提案を行った民間事業者と必要に応じて協定締結し、事業化に向けた詳細協議を行います。

なお、令和3年12月28日までに事業化が決定できない場合は、今回の募集での事業化は見送ることといたします。また、事業化が決定した場合においても、予算案件が議会で承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合には、事業の実施は見送りとなります。

事業化決定後、諸条件（議会の議決など）が整い次第、契約締結の手続きを行います。

7. 提案者資格

提案を行うことができる者は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間事業者（営利を主な目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーや共同事業体による場合も含む）とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、提案することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

8. 留意点

民間提案制度の実施にあたり、次のことに留意してください。

(1) 費用負担について

提案や協議に要する全ての費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

南城市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(ア) 本要領に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届出書（様式7）を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

9. 事務局（問い合わせ・提出先）

南城市企画部政策調整室 担当：前城、仲村

住所：〒 901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

電話：098-917-5386 mail:seisakuchousei@city.nanjo.okinawa.jp